

安心は、確かな審査から

平素より、認証組織の皆様におかれましては、私どもの活動にご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

私たちは、MSAの提供する認証活動が、お客様、さらにその製品や建造物が多くのお使いになる方や利害関係者の方たちに、価値と安心を提供するものであってほしいと考えています。また、そのために、お客様のニーズに合った質の高い審査を行うことが重要と考えています。

MSAでは、直接審査をおこなう審査員が研鑽を積み高い力量と十分な知識を持つことができるように、様々な形で研修の場や情報の提供を行い、またその力量の検証を行っています。

全審査員が受講する年度研修では、規格の解釈や動向は当然のこととして、お客様からのアンケートに学んだことや、毎年テーマを決めて各マネジメントシステム固有の専門性や審査の会話のスキルアップなど、様々な内容を扱っています。さらに、知識を得る受け身の研修だけでなく、地域ごとに開催する審査技術研究会では、個々の審査の事例についてグループに分かれて審査結果記録書の望ましい記載方法などについて活発な議論を繰り返しています。

特に、審査リーダーは審査を左右する重要な役割と責任を担いますが、中堅の審査員は、ベテランのリーダーの経験に基づく審査技術研修を受講し、さらに上のレベルを目指しています。



取締役管理責任者 (MS)
岩本 和明

その結果は、MSAの専門検証員がリーダーの力量を少なくとも3年に一度評価する制度に基づいて検証し、審査の質とレベルが維持できるようにしています。

また、ニーズにあった審査を実現するためには、お客様とのコミュニケーションが一番大切なことと考えています。「HPのお客様相談窓口」「審査前の打ち合わせ」「経営者面談」「審査後のアンケート」など、様々な機会を通じて、ニーズやご意見を少しでも多くいただいて、個々の審査に反映し全体がレベルアップするよう努力してまいります。

最後になりましたが、このような活動がMSAの認証が提供する価値と安心につながっていくのが私どもの願いです。皆様の良きパートナーとして努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

複合審査のご案内

①『MSAで一本化を』

現在、複数のマネジメントシステムを共通化した統合システム（例えば品質と環境の統合）に対して、「統合審査」を導入する動きが広がりつつあります。MSAではいち早く「複合審査」としてこの合理的な審査／お客様の受審手間が低減できる審査の普及に取り組んで参りました。お陰様で複合審査の割合は全審査件数の4割近くに達しています（2012年度実績）。

また複合審査を担当できる複合審査員の養成にも力を入れていますので、現在複数の審査機関から認証

を受けているお客様（例えば品質はMSAだが、環境は他機関）は、MSAで一本化し、受審の手間（費用）を削減した合理的な審査を受けられることをお勧めいたします。

②『審査時期は変えられます』

MSAで行っている審査の分布は、年の後半（7月～11月）に集中しています。前半（1月～6月）は比較的余裕がありますので、現在、年の後半で審査を受けておられるお客様で、前半での審査を希望される方は、調整させていただきますので、是非、事業推進部にご相談下さい。

お問い合わせ：HP「お客様相談窓口」又は事業推進部まで
soudan@msac.co.jp (03-3456-6370)

「環境大臣賞」を受賞されました！

香川県まんのう町の「美合温泉 ビレッジ美合館」が、地球温暖化防止活動の功績により平成 24 年度環境大臣賞に輝きました。当該施設は**大西建設株式会社**（MSA-ES-990）が運営されており、間伐材を利用したボイラーの運営・管理が ISO の認証範囲に含まれています。間伐材の活用により年間の重油使用量を削減し、CO₂換算で 780t の削減効果を実現したことが受賞の大きな要因ですが、廃油や焼却灰の有効活用（資源循環）や地域貢献活動等の継続的な実践も評価された模様です。

審査では、間伐材置場における法的対応や煙突起因の緊急事態の想定と防火対策の適切性、焼却灰管理の仕組み等を確認することによって、設備の改善や管理精度の向上に寄与することができました。ISO はシステムの審査だと言われますが、システムの有効性とは

システム運用の有効性ではないでしょうか。

運用の効果（パフォーマンスの改善）が伴わないシステムに有効性は感じられません。色々な経験を積んだ第三者（審査員）が訪問することにより、日常気づかなかったことに気付く、刺激になる、審査があるからと言って（審査を悪者にして）部下を上手く罵ける。審査にはこんな使い方もあるのでは？

皆さんからのうれしいご報告をこれからもお待ちしております。



長浜環境大臣（当時）と 受賞された常務取締役の衣斐氏（右）

法改正 見落とさないで！

建設業の社会保険等^{*}未加入対策で省令等が改正され、既に施行されています。

^{*}加入すべき社会保険とは：雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3種類

改正事項	実施内容（未加入業者に対するペナルティ等）
(1) 経営事項審査の厳格化 【2012年7月より実施】 【2012年11月より実施】	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査において、保険関係の審査項目の区分の見直し（雇用保険、健康保険、厚生年金保険） 未加入の場合の減点幅拡大（3保健すべてに未加入の場合、現行▲60点から▲120点に倍増） 未加入企業に対して、文書により保険加入を指導 指導後も加入しない場合は社会保険担当部局（日本年金機構・都道府県労働局等）に通報
(2) 建設業担当部局による立入検査 【2012年11月より実施】 ・施工体制台帳に特定建設業者及び下請企業の保険加入状況の記載義務 ・下請企業は再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知義務	<p>【営業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認 未加入企業に対して、文書により保険加入を指導 指導後も加入しない場合は社会保険担当部局に通報 <p>【工事現場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法違反に関する検査に併せて、施工体制台帳で保険加入に関する調査を実施 調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業に注意喚起
(3) 建設業許可更新時の加入状況の確認 【2012年11月より実施】	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、加入状況を確認 未加入企業に対して、文書により保険加入を指導 指導後も保険未加入の場合には社会保険担当部局へ通報
(4) 未加入業者に対する監督処分 【2012年11月以降実施予定】	<p>社会保険担当部局へ通報後、社会保険部局の加入指導にも従わない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 強制的な加入手続き 建設業法に基づく監督処分（営業停止、建設業者の不正行為等に関する情報交換システムへの公表など）

注）詳細は国土交通省及び都道府県HPをご確認ください。

ご担当者様へ

「登録事項変更通知（人事変更）」は WEB でもできます。是非、ご利用ください。

- ・対象人数
- ・経営者様、管理責任者様、ご連絡担当者様の情報
- ・組織様のホームページアドレス

お問い合わせ：登録部 tourokubu@msac.co.jp

(03-3456-6374)

MSAのホームページでは、「無料セミナーのご案内」「お客様の声・近況」などのお知らせを掲載しております。これからも、お客様の役に立つ情報発信・情報提供を目指してまいりますので、ご意見、ご感想をお寄せください。

(株) マネジメントシステム評価センター

〒108-0023 東京都港区芝浦 4-4-44 横河ビル

ホームページ：<http://www.msac.co.jp/>

「MSA だより」編集責任：企画部（03-3456-6370）

審査員募集中！ 詳しくは

MSA

検索

